

概要版

第4次きたいばらき 男女共同参画プラン

令和5年3月
北茨城市

計画の基本事項

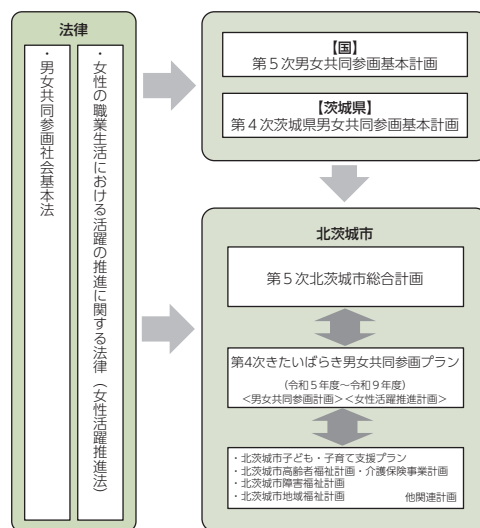
■ 計画の概要

「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画社会の実現に向け、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度の5年間を計画期間とする「第3次きたいばらき男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的な男女共同参画の施策を推進してきました。

第3次きたいばらき男女共同参画プランが令和4年度をもって終了することから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、今後取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応し、本市における男女共同参画社会の更なる推進を図るため、「第4次きたいばらき男女共同参画プラン」の策定を行いました。

■ 計画の性格と位置付け

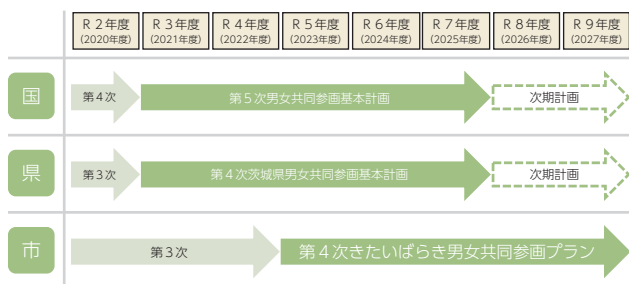
- (1) 国の「第5次男女共同参画基本計画」と県の「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」を踏まえた上で、市が策定する「第5次北茨城市総合計画」、その他関連計画との整合性を図りながら「北茨城市男女共同参画社会に関する意識調査」の結果や北茨城市男女共同参画プラン等推進委員会及び市民の意見を尊重して策定しています。
- (2) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画を包含するものとします。



■ 計画の期間

この基本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間計画とします。

なお、計画期間中に法改正や社会状況の変化により、基本計画の見直しが必要となった場合には、必要に応じて見直しを行い、男女共同参画社会の促進を図ります。



■ 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

【本計画に関するSDGs】

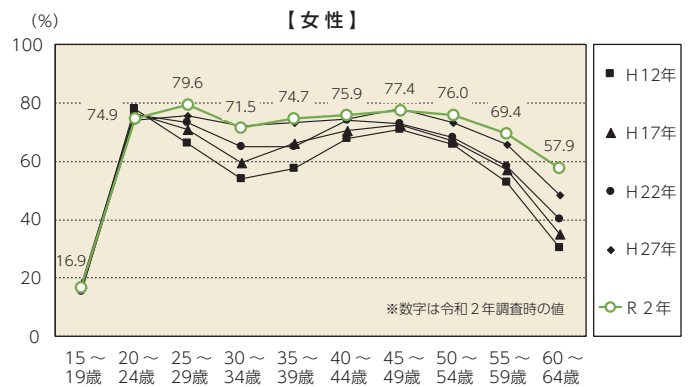
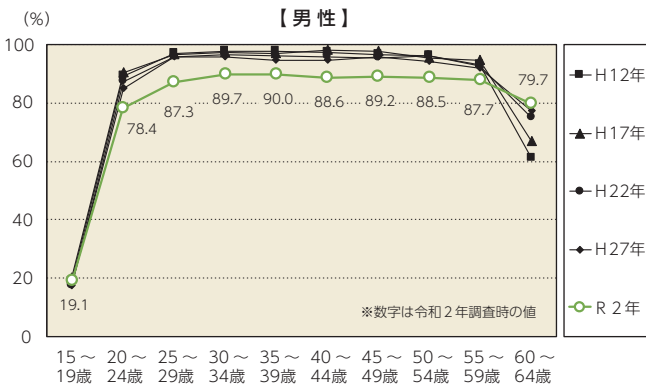


北茨城市における男女共同参画の現状と課題

■ 就業状況

男性の労働力率は、25歳から59歳までで80%以上となっていますが、低下する傾向にあります。一方、60歳から64歳までにおいては労働力率が上昇しています。

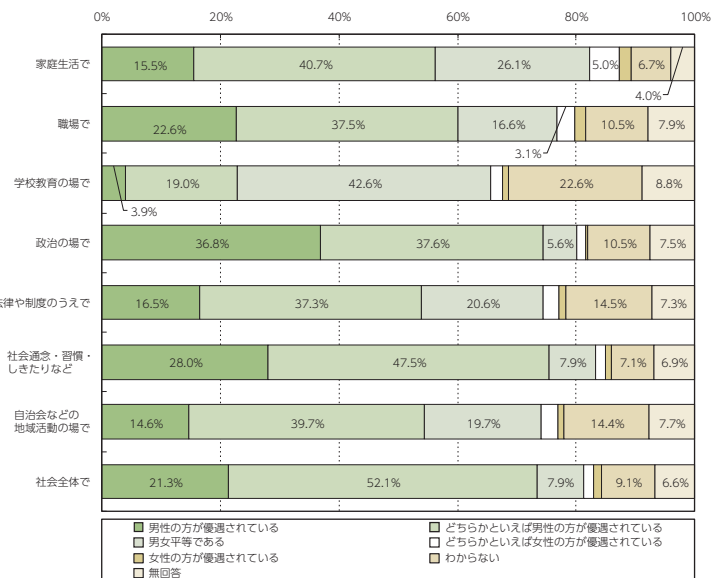
女性は、25歳から64歳までのほとんどの年代が、労働力率が上昇しており、30歳代で労働力率が前後の年代よりも一旦下がる、いわゆる「M字型曲線（M字カーブ）」は緩やかな台形に近づいており、働く女性が増加しています。



■ 男女の平等感について (市民意識調査)

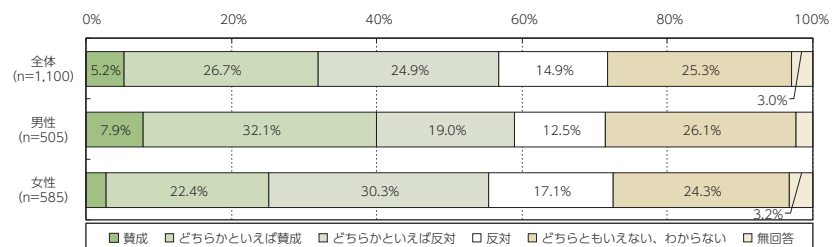
「男女平等である」と回答した割合が最も高かったのは「学校教育の場」が42.6%で、他の分野と比べて男女共同参画が進んでいると考えられます。

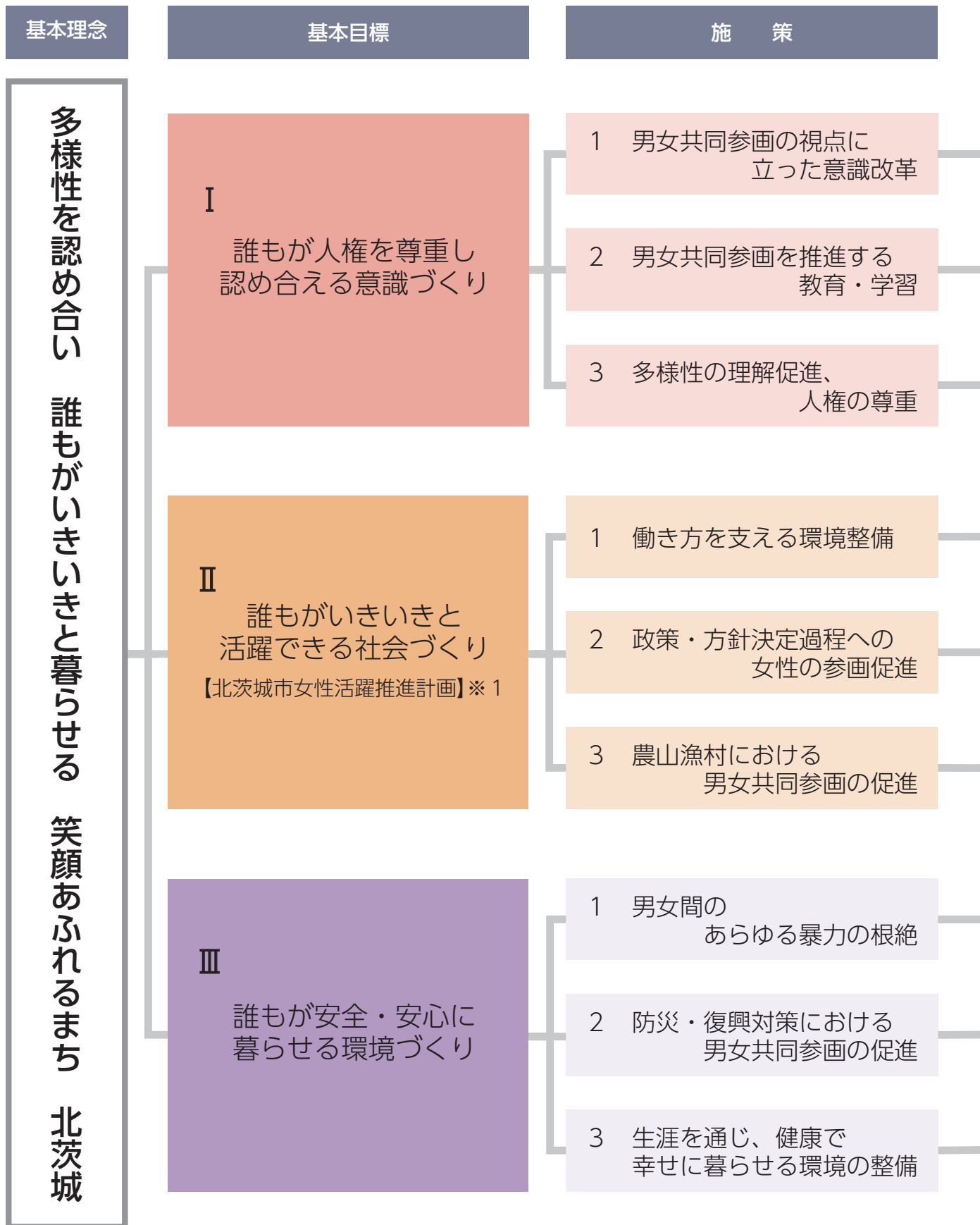
反対に、「学校教育の場」以外の項目全てにおいて、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の回答の合計が50%を超えています。



■ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について (市民意識調査)

「どちらかといえば賛成」が26.7%と最も多く、次いで「どちらともいえない、わからない」が25.3%、「どちらかといえば反対」が24.9%となっています。





※ 1 国が定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に相当するものです。

体系図

施策の具体的な内容

SDGsとの関係

- ① 男女共同参画の理解促進・意識改革
- ② 家庭・職場・地域における慣習・慣行の見直し

- ① あらゆる場における教育・学習会の充実

- ① 多様性を尊重する環境の整備
- ② 外国人住民に対する理解の促進

- ① 働きやすい制度の普及啓発
- ② 仕事と生活（ワーク・ライフ・バランス）の促進
- ③ 多様な働き方への相談・支援の充実

- ① 自治体における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ② 女性の人材育成と情報提供

- ① 固定的役割分担意識の解消
- ② 魅力の発信
- ③ 家族経営者協定づくりの推進

- ① あらゆる暴力を防止する教育・啓発の推進
- ② 被害者の早期発見と相談体制の充実

- ① 防災・復興における女性の参画の拡大

- ① 生涯を通じた男女の健康支援の充実
- ② 多様な立場の人々に対する支援の充実





基本目標

I

誰もが人権を尊重し認め合える意識づくり

「男性は外で仕事、女性は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識が残っていることから、市民一人ひとりが意識を見直すことができるよう、家庭・学校・地域・職場を通し、男女共同参画社会の意識と理解促進、教育・学習の推進、人権の尊重への意識啓発に取り組みます。

また、性の多様性への理解や、性別に基づく固定概念にとらわれた表現や扱いを防ぐ環境づくりを推進します。国際化については、人種・国籍などの外見的な違いだけでなく、価値観、ライフスタイルなどの一人ひとりの内面的な違いを理解し、尊重することが重要となっています。外国人市民が地域社会から孤立せず、共に安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

■ 数値目標

項目	数値目標		
	実績値 (H28年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R9年度)
性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」の考えに反対する割合 (反対+どちらかといえば反対)	—	男性 31.5% 女性 47.4%	男性 45% 女性 60%
男女共同参画に関する講演会、セミナー等の開催数	1回	1回	2回
市立小中学校における男女平等教育に関する人権教室の開催数	4回	0回	4回
性的マイノリティ（LGBTQ）という言葉と意味を知っている人の割合	—	59.8%	100%



基本目標

II

誰もがいきいきと活躍できる社会づくり【北茨城市女性活躍推進計画】

少子高齢化の進行と人生100年時代の到来に伴い、性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、働く世代が担う子育て・介護の負担はますます増加することが見込まれます。子育て・介護等の人生の各段階におけるニーズにも対応し、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

また、働く場における女性の活躍を推進するため、環境づくりへの支援や人材育成に取り組むとともに、活力ある地域社会を創生するため、行政や地域活動、家庭生活などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

■ 数値目標

項目	数値目標		
	実績値 (H28年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R9年度)
市男性職員の育児休業取得率	0%	46.2%	100%
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人	0人
審議会等における女性委員の割合	24.1%	24.6%	30%



基本目標

誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

DV(ドメスティック・バイオレンス)やハラスメントは重大な人権侵害です。SNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層への被害拡大や、相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子供への虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。

防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災対策を推進します。男女の生涯における健康においては、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりの推進を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体に大きな影響を及ぼし、生活に困窮する方や様々な困難を抱えている人に、より深刻な状況をもたらしており、市民一人ひとりに寄り添った自立支援・経済的支援を行います。

■ 数値目標

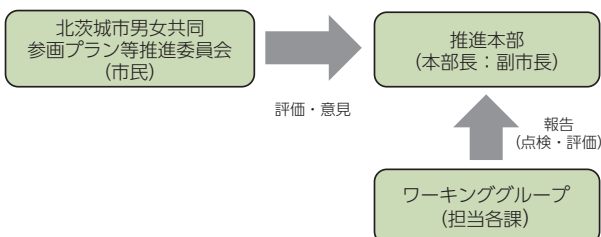
項目	数値目標		
	実績値 (H28年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R9年度)
DV被害を受けたとき「どこ(だれ)にも相談しなかった」人の割合	—	40.9%	30%
自主防災組織の女性役員の割合	6.2%	11.7%	20%
乳がん検診・子宮頸がん検診の受診率	乳がん 8.5% 子宮頸がん 7.5%	乳がん 9.3% 子宮頸がん 5.8%	乳がん 20% 子宮頸がん 20%
地域活動・社会活動等に「参加している」と回答する割合	—	46.1%	60%

計画の推進にむけて

■ 推進体制と進行管理

男女共同参画社会の形成とプランの着実な促進を図るため、全庁的な取り組みを「北茨城市男女共同参画推進本部」を中心に行います。

推進本部は必要に応じて総合的な調整会議を開催し、下部組織であるワーキンググループにおいては、実施状況の確認や進捗状況の点検、評価を行い、推進本部に報告します。



■ 連携の強化

① 進行管理・評価

定期的に進捗状況や達成状況を評価し、「北茨城市男女共同参画プラン等推進委員会」で意見を伺うなど、適切な進行管理を行います。

② 見直し

プランの見直しが必要な場合は、市民や事業者等の意見を伺いながら、「北茨城市男女共同参画プラン等推進委員会」を開催し、適切に見直しを図ります。

③ 公表

プランに基づく取り組みや進捗状況を取りまとめたものを年次ごとに公表します。

相談窓口一覧

女性プラザ男女共同参画支援室

相談内容：起業、再就職、地域・団体活動等へのチャレンジに関する相談

電話：029-233-3982(平日9:00～17:00)

茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会(女性プラザ男女共同参画支援室)

相談内容：男女共同参画に関する苦情・意見

電話：029-233-7837(平日9:00～17:00)

女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)

相談内容：ドメスティックバイオレンス(DV)、ストーカー被害、離婚・男女問題、デートDV
家庭の不和やいざこざ・人間関係、JKビジネス

電話：029-221-4166(平日9:00～21:00 / 土日祝9:00～17:00)

女性安心パートナー／茨城県警察

相談内容：ドメスティックバイオレンス(DV)、ストーカー、リベンジポルノに関する相談

電話：029-301-8107(24時間受付)

勇気の電話／茨城県警察

相談内容：性犯罪被害にあった方やその家族の方からの相談

電話：#8103(シャープハートさん)

※発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害電話に繋がります。

0120-21-8103(24時間受付)

厚生労働省茨城労働局雇用均等室

相談内容：職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談

電話：029-224-6288(平日8:30～17:15)

第4次きたいばらき男女共同参画プラン(概要版)

令和5年3月

発行 北茨城市まちづくり協働課

住所 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

TEL 0293-43-1111(代表)

FAX 0293-30-1350

URL <https://www.city.kitaibaraki.lg.jp>

E-mail machikyo@city.kitaibaraki.lg.jp

